

# 「福島県商業まちづくり復興課題対応モデル事業」について

東日本大震災及び原子力災害の影響により、多くの商店等が休廃業を余儀なくされており、豊かな地域性とコミュニティを支えてきた中心市街地や商店街の再生が大きな課題となっています。

本事業は、避難者や高齢者をはじめとする県民が安心して暮らせる商業まちづくりに資する、他の地域を先導する独創的かつモデル的な取組を実施する市町村等に対し事業費の一部を補助するものです。

## 記

### 1 補助対象者

- (1) 市町村
- (2) 商業まちづくり基本構想に基づく事業を実施する団体
  - ※ 市町村が策定する商業まちづくり基本構想に基づく事業を実施する場合には、実施団体による補助金の申請が可能です。

### 2 事業実施者

- (1) 市町村
- (2) 商工団体、まちづくり団体等

### 3 補助対象事業

- (1) 商業機能の維持・確保のための事業
- (2) コミュニティ機能の維持・再生のための事業
- (3) 賑わい創出（商業機能の多角化）のための事業

〔《事業の例》・ 地域に必要な商業機能確保のために行う宅配・移動販売事業  
・ 地域の復興を図るための小売店舗開設  
・ 買い物バス運行や宅配事業の実証実験  
・ 空き店舗等を活用したコミュニティ拠点の整備  
・ 空き店舗等を活用したチャレンジショップの開設  
・ 地域資源を活かした商品開発と販売 など〕

### 4 補助率及び補助金の限度額

- (1) 商業まちづくり基本構想に基づく事業  
補助率 2 / 3 以内、補助上限 5 0 0 万円（建物修繕を伴う場合は 2, 0 0 0 万円）
- (2) その他の事業  
補助率 1 / 2 以内、補助上限 3 7 5 万円（建物修繕を伴う場合は 1, 5 0 0 万円）

### 5 事業実施対象期間

平成 2 8 年度中に実施される事業

### 6 補助対象経費

補助対象事業を実施するために必要な経費  
(事業実施者の経常的な管理運営費や人件費、土地・建物の取得経費は対象外)

〔問合先〕 福島県商工労働部商業まちづくり課  
電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 2 9 9